

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき実施できる措置

条項	法の条文	本市の対応
第 6 条 第 1 項	市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、 <u>空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。</u>	協議会での議論を経て「京都市空き家等対策計画」を策定予定。
第 7 条 第 1 項	市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための <u>協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。</u>	「京都市空き家等対策計画」に関する協議を行うため「京都市空き家等対策協議会」を設置。
第 10 条 第 1 項	市町村長は、 <u>固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報</u> であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たつて <u>特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。</u>	税務部局が所有する固定資産税の課税情報を空き家の所有者調査のために活用している。
第 14 条 第 1 項	市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために <u>必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。</u>	空家特措法施行後は、特定空き家等の所有者に対する助言・指導、勧告、命令について、一戸建ての空き家など、建築物の全てが使用されていない場合は、空家特措法に基づき指導等を実施し、長屋建ての一部空き住戸の場合は、本市空き家条例に基づき指導等を実施している。
第 14 条 第 2 項	市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために <u>必要な措置をとることを勧告することができる。</u>	
第 14 条 第 3 項	市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その <u>勧告に係る措置をとることを命ずることができる。</u>	

<p>第 14 条 第 13 項</p>	<p>第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、<u>市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。</u>この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。</p>	<p>所有者不明の空き家について、空家特措法施行以前は、行政代執行法に基づく代執行は実施不可であったため、建築基準法に基づき略式代執行を実施するしか手段がなかったが、空家特措法施行以降は、空家特措法に基づく略式代執行が可能となった。</p>
<p>地方税法 第 349 条 の 3 の 2 第 1 項</p>	<p>専ら人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋で政令で定めるものの敷地の用に供されている土地で政令で定めるもの（前条（第十二項を除く。）の規定の適用を受けるもの及び<u>空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）第十四条第二項の規定により所有者等（同法第三条に規定する所有者等をいう。）に対し勧告がされた同法第二条第二項に規定する特定空家等の敷地の用に供されている土地を除く。</u>以下この条、次条第一項、第三百五十二条の二第一項及び第三項並びに第三百八十四条において「住宅用地」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条及び前条第十二項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。</p>	<p>空家特措法に基づく特定空家等として勧告を受けた場合、当該敷地に係る固定資産税、都市計画税の住宅用地特例が解除され、税額が大幅に増額されることとなった。</p>